

令和2年度 第5回 琴浦町農業委員会総会議事録

|                |   |          |            |           |
|----------------|---|----------|------------|-----------|
| 日 時            | 令和2年7月20日（月） 午前10時30分   |          |            |           |
| 場 所            | 琴浦町役場分庁舎 多目的ホール   |          |            |           |
| 出席委員<br>(13人)  | 1番 久米 繁好  | 2番 潮 智博  | 3番 村上 隆    | 4番 川崎 康晴  |
|                | 5番 福本 正博  | 6番 三浦 勝美 | 7番 石賀 英男   | 8番 伊藤 英之  |
|                | 9番 中本 敏彦  | 10番 丸山 環 | 11番 足立 紀美世 | 12番 前田 正秀 |
|                | 13番 福田 昌治   |          |            |           |
| 欠席委員<br>(0人)   |   |          |            |           |
| 出席推進委員<br>(0人) |   |          |            |           |
|                |   |          |            |           |
|                |   |          |            |           |
| 欠席推進委員<br>(0人) |   |          |            |           |
| 事務局            | 事務局長 山根 伸一、係長 高塚 泰子、係長 浜川 明   |          |            |           |
| 提案議案           | 議案第14号 議席の決定について<br>議案第15号 会長及び会長職務代理者の選出について<br>議案第16号 琴浦町農地利用最適化推進委員の選出について |          |            |           |
| 報告事項           |   |          |            |           |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>ただ今より令和2年第5回琴浦町農業委員会総会を開催いたします。臨時議長決定までは、事務局が議事進行をさせていただきます。なお、本日の総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項に「最初に行われる総会は町長が招集する」という規定がありますので、町長が招集したものとなります。</p> <p>それでは成立宣言に移ります。ただ今の出席委員は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項により、令和2年第5回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告いたします。</p> <p>続きまして、臨時議長の選出についてお諮りします。臨時議長の指名につきましては、地方自治法第107条の規定を準用し、「議長の職務を行うものがない時は、年長の議員が臨時議長の職務を行う」ということで、出席委員の中で最年長の前田委員に臨時議長をお願いしたいと思いますが、異議等はありませんでしょうか。</p> <p>(異議等なし)</p> <p>異議なしということですので、前田委員に臨時議長をお願いいたします。</p> <p>(前田委員臨時議長席に移動)</p> |
| 臨時議長 | <p>指名をいただきました前田です。議事がスムーズに進行いたしますよう、皆様のご協力をお願いします。</p>   |
| 事務局  | <p>議事録署名委員の指名に移ります。事務局より説明をお願いします。</p>   |
| 臨時議長 | <p>慣例では、年少委員2名を議事録署名委員に指名することになっています。</p> <p>ただ今事務局より説明がありましたとおり、年少委員2名を指名してもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議等なし)</p> <p>異議なしということですので、議事録署名委員を川崎委員と足立委員にお願いしたいと思います。</p>   |
| 事務局  | <p>それでは議事に移ります。議案第14号 議席の決定について、事務局より説明をお願いします。</p>  |
| 臨時議長 | <p>議案第14号 議席の決定について。琴浦町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、委員の議席は議長が総会で定めとなっております。慣例によりクジ引きによる抽選を行い、議席を決定するのがよいのではないかと思います。抽選の順序については、名簿順がよいのではないかと思います。以上です。</p> <p>事務局から提案のあったとおりとすることによろしいでしょうか。</p> <p>(異議等なし)</p>  |
| 事務局  | <p>異議なしということですので、クジ引きにより議席を決定することとします。</p> <p>それでは、前の机にクジを準備していますので、名簿順に一人ずつク</p>  |

|                      |  |
|----------------------|--|
| <p>臨時議長<br/>事務局</p>  | <p>ジを引いてください。引き終えられた方はこちらにクジを持ってきていただき、事務局の方で番号を記録したうえで回収します。<br/>(クジ引き開始・終了)<br/>議席が決定しましたので、事務局より発表をお願いします。<br/>それでは発表します。議席番号1番 久米委員、議席番号2番 潮委員、議席番号3番 村上委員、議席番号4番 川崎委員、議席番号5番 福田委員、議席番号6番 福本委員、議席番号7番 三浦委員、議席番号8番 石賀委員、議席番号9番 伊藤委員、議席番号10番 中本委員、議席番号11番 丸山委員、議席番号12番 足立委員、議席番号13番 前田委員です。<br/>なお議案第15号で会長が決定されれば、議席番号は最後の13番となりますので、議席番号13番以外の委員の方が会長に決定しますと、その議席番号は空席となり、以降の議席番号が1番ずつ繰り上がることとなりますのでご了承願います。</p> |
| <p>臨時議長<br/>事務局</p>  | <p>続きまして、議案第15号 会長及び会長職務代理者の選出について、事務局より説明をお願いします。<br/>議案第15号 会長及び会長職務代理者の選出について。農業委員会等に関する法律第5条に「農業委員会に会長を置く」とあります。また会長の互選については、単記無記名投票及び指名推薦の2通りの方法があると、琴浦町農業委員会規則第2条に明記してあります。以上です。</p>   |
| <p>臨時議長<br/>議長</p>   | <p>事務局より説明がありましたが、選出方法について皆さんの中で意見のある方はお願いします。<br/>(三浦委員より挙手あり)</p>  |
| <p>三浦委員<br/>臨時議長</p> | <p>指名推薦による選出が良いのではないのでしょうか。<br/>三浦委員より、指名推薦による選出が良いのではという意見が出ましたが、他の意見がある方はおられませんか。<br/>(異議等なし)</p>  |
| <p>事務局</p>           | <p>他の意見は無いようですので、選出方法は指名推薦で行うことと決定します。それでは事務局より、指名推薦による選出についての説明をお願いします。<br/>指名推薦についての説明をいたします。慣例では東伯地区、赤碕地区でそれぞれ選考委員を選出し、選考委員会で選考するという方法を取っています。先回の平成29年7月の改選時には、東伯地区から2名、赤碕地区から2名の選考委員が選出され、オブザーバーとして事務局から1名が加わりました。今回も同様の方法で、選考するのがよいのではないかと思います。以上です。</p>  |
| <p>臨時議長</p>          | <p>事務局より説明があったとおりの選考方法でよろしいでしょうか。<br/>(異議等なし)<br/>異議なしということですので、事務局の説明どおりの選考方法に決定</p>  |

|                        |   |
|------------------------|---|
| <p>臨時議長</p>            | <p>することとします。それでは東伯地区より2名、赤碕地区より2名の選考委員をそれぞれで選出していただきますようお願いします。</p> <p>(東伯地区、赤碕地区に分かれて選考委員を選出)</p> <p>選考委員を発表します。東伯地区からは川崎委員と三浦委員、赤碕地区からは石賀委員と村上委員が選出されました。審議をされる際には、選考委員長を4名の中から決めていただき、後ほど選考結果を発表していただきたいと思います。それでは、別室に移動していただき審議をお願いします。一旦、総会を中断します。</p> <p>(選考委員4名と事務局長は別室に移動し選考委員会を開催)</p> <p>(選考委員会終了 選考委員4名と事務局長の復帰を確認)</p>        |
| <p>臨時議長</p>            | <p>それでは総会を再開いたします。選考委員長の村上委員より選考結果発表をお願いします。</p>  |
| <p>村上委員</p>            | <p>先程行われた選考委員会の結果を報告します。会長に福田委員、会長職務代理者に中本委員を推すことと決定いたしました。以上です。</p>  |
| <p>臨時議長</p>            | <p>ただ今選考委員長から発表がありましたとおり、決定することに異議はありませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、会長に福田委員、会長職務代理者に中本委員と決定することといたします。</p> <p>ここで就任のあいさつをお願いしたいと思います。はじめに、福田会長よりあいさつをお願いします。</p>  |
| <p>福田会長</p>            | <p>(福田会長あいさつ)</p> <p>続いて、中本職務代理よりあいさつをお願いします。</p>   |
| <p>中本職務代理<br/>臨時議長</p> | <p>(中本職務代理あいさつ)</p> <p>ただ今、会長が決定しましたので、議案第16号から議長を福田会長に交代します。</p> <p>(議長を福田会長に交代)</p>   |
| <p>議長</p>              | <p>総会を再開します。議案第16号 琴浦町農地利用最適化推進委員の選任について 事務局の説明をお願いします。</p>   |
| <p>事務局</p>             | <p>議案第16号 琴浦町農地利用最適化推進委員の選任について説明します。これは、琴浦町農地利用最適化推進委員が7月19日に任期満了となったため、農業委員会等に関する法律第17条1項の規定に基づき、新たな推進委員12名の委嘱について、農業委員会の同意を求めるものです。応募者は定数12名に対し、農業委員に任命された方を除いて14名ありましたので、応募者の評価を行うための評価委員会が先程別室で開催されました。定数がオーバーした地区は、第1区 八橋地区で定数が2名のところに3名、第2区 浦安地区で定数が2名のところに3名が応募をされました。評価委員会での評価方法については、第一に応募者の意志を尊重し、応募者の熱意や農地利用の最適化に識見を有するかな</p> |

|    |   |
|----|---|
| 議長 | <p>どによって評価され、定数がオーバーした地域については、その評価結果に基づき慎重に審議が行われた結果、先程配布しました別紙資料のとおり12名の方が選考されました。それでは候補者の方を順に読み上げていきます。</p> <p>第1区 八橋地区は北中善隆さん、遠藤一夫さん、第2区 浦安地区は池山晃広さん、三嶋邦彦さん、第3区 下郷地区は松本芳己さん、小前茂雄さん、第4区 上郷地区は桑本慎吾さん、第5区 古布庄地区は馬野進さん、第6区 赤碕地区は入江敏朗さん、第7区 成美地区は澤田光秋さん、第8区 安田地区は石賀昭則さん、第9区 以西地区は河上幸徳さん、以上の12名となっています。</p> <p>なお、選考から漏れた2名の方については、選考結果を改めて通知する予定となっています。以上です。</p> <p>ただ今事務局より、農地利用最適化推進委員の選任についての説明がありました。質問等はありませんでしょうか。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>質問等が無いようですので、挙手による採決を行いたいと思います。事務局より提案がありました12名の候補者について、農地利用最適化推進委員として承認するという方は挙手をお願いします。</p> <p>(全農業委員が挙手)</p> <p>賛成多数ということですので、12名の候補者全員を承認し、農地利用最適化推進委員を委嘱することと決定します。</p> <p>それではその他に移ります。</p> <p>最初に、琴浦町環境審議会の委員について説明します。<br/>(琴浦町環境審議会の委員について説明)</p> <p>次に、国民健康保険運営協議会の委員について説明します。<br/>(国民健康保険運営協議会の委員について説明)</p> <p>最後に、琴浦町農業委員会のスケジュールについて報告します。<br/>(琴浦町農業委員会のスケジュールについて報告)</p> <p>予定していた審議は以上ですが、皆さんの方で何か質問等はありませんでしょうか。</p> <p>無いようですので、以上をもちまして、令和2年第5回琴浦町農業委員会総会を終了いたします。</p> |
|----|---|